

○ 外国人留学生の在籍管理に関する規程

(2024年11月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、外国人留学生（以下「留学生」という。）の適切な在籍管理に資することを目的とする。

(在籍管理)

第2条 大学は、出席不良等修学状況が芳しくない留学生に対して改善指導を行う。

2 留学生は、本学所定の書式による在留カードの情報等を記載した書類を、毎年度指定の期日までに大学へ提出しなければならない。また、記載内容に変更が生じたときは、その都度速やかに大学へ届け出なければならない。

(所在不明)

第3条 本学では以下の状態をすべて満たす留学生を所在不明とする。

- (1) 前条第1項の改善指導に応じない者
- (2) 前条第1項に定める改善指導に応じることを求める督促状を前条第2項の書類に記載の住居地へ2回、文書により送付し、その督促に応じない者

(除籍)

第4条 留学生について、その在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から3ヵ月を経過した時点で所在不明となっている場合は、国際交流委員会及び、教授会又は研究科委員会の議を経て、本学学則第46条または、本学大学院学則第34条により除籍できる。

(事務担当)

第5条 本規程に関する事務は、国際交流センター事務室が担当する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学審議会、大学運営会議及び常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (2024年11月19日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。